

令和8年度PR動画を活用した水難事故防止広報委託業務 企画提案仕様書

1 事業名

令和8年度PR動画を活用した水難事故防止広報委託業務

2 契約期間

契約締結日から令和8年12月31日まで

3 業務の趣旨・目的

四方を青い海に囲まれた沖縄県は、年中温暖な気候と相まって、国内外から多くの観光客が訪れる国内有数の観光地となっており、多くの観光客がマリレジャーを楽しんでいる。また、県民においても海は身近なものであり、日常生活を過ごすうえで、欠かせないものとなっている。

一方で、令和7年に沖縄県内で発生した水難事故は、発生件数114件、罹災者数135人、死者数51人であり、依然として高止まりしている状況にある。

過去5年間で発生した水難事故の約7割が個人によるレジャー中等に発生しており、観光客を含む県民の水難事故防止に対する知識の向上や意識の醸成を図らなければ、今後も水難事故が増加することが懸念され、その対策が喫緊の課題となっている。

また、外国人観光客が罹災者となる水難事故も年々増加しており、令和7年の外国人観光客の水難事故は発生件数17件、罹災者数17人、死者数6人であった。今年度も外国人観光客の増加が見込まれることから、多言語による注意喚起等の対策強化が求められる。

そこで、強いメッセージ性を有した水難事故防止PR動画を活用し、広報啓発を行うことで、多くの観光客や県民の関心を引き、水難事故防止の社会的気運を高めることを本事業の目的とする。

4 委託料上限額

16,880,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

上記金額の範囲内で見積もること。（この金額は企画提案のために設定した金額であり、契約金額ではない。）

5 契約

本業務の契約については、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、最も優れた提案を行った者を受託候補者として決定し、別途協議の上で随意契約を締結するものとする。

6 業務内容

受託者は、下記の業務に係る一切（企画、連絡調整、協議、運営及び費用の支払い等）を業務範囲として行うものとする。

(1) PR動画の放映

ア 概要

各種広報媒体（テレビCM、SNS広告、デジタルサイネージ等）を用いて水難事故防止PR動画を放映する業務。

イ 条件

(ア) 放映に用いる広報媒体は指定しないが、任意の複数個所で放映することとし、可能な限り多くの場所で放映すること。

- (イ) 放映回数は任意の複数回とするが、各放映場所において可能な限り多くの回数を放映すること。
- (ウ) 放映期間は、テレビCMによる場合は令和8年8月1日から同月31日までとし、他の広報媒体による場合は契約締結日から可能な限り早い日から令和8年10月31日までとすること。
- (エ) 放映するPR動画は、別途支給する15秒間の動画とすること。

ウ その他

PR動画の放映に際し、動画の長さや構成などを修正する場合、修正に係る一切の経費を受託者が負担すること。

(2) ノベルティグッズの制作

ア 概要

水難事故防止に関する広報啓発活動に活用するノベルティグッズを制作し、納品する業務。

イ 条件

- (ア) ノベルティグッズの納品数は最低1,000個とする。
- (イ) ノベルティグッズは、観光客や県民が水難事故防止の広報グッズであることを理解できるものとし、かつ配布・受領しやすいサイズとすること。
- (ウ) ノベルティグッズの納品は、令和8年12月31日までの可能な限り早い日とし、沖縄県警察本部地域部地域課へ一括して納品すること。
- (エ) ノベルティグッズの著作権は、沖縄県警察本部地域部地域課に帰属すること。

(3) イベントの企画・運営

ア 概要

観光客や県民を対象に、水難事故防止への理解や取組の実践等を促すイベントを企画し運営する業務。

イ 条件

- (ア) イベントは、契約期間中に2回開催することとし、1回あたり1～2時間程度とする。なお、うち1回については8月中に実施することとし、イベントの企画に当たり、対象者が重複しないよう、開催場所や開催時期を変えるなどの工夫をすること。
- (イ) イベントの運営に必要な物品、資料、会場の手配等を行うとともに、イベント開催の広告・宣伝を実施し、県民等からの問い合わせ等に対応すること。
- (ウ) イベントが安全かつ円滑に運営されるよう、関係機関と連絡調整を行うこと。
- (エ) 参加費は無料とすること。

(4) 独自提案業務

水難事故防止の広報啓発に関し、受託者が独自提案した取組について、沖縄県警察本部地域部地域課水上安全対策室と調整・協議し、実施することを決定した業務。

7 企画提案の留意事項

企画提案書は、委託料上限額（16,880,000円（消費税及び地方消費税を含む。））の範囲内で確実に実施できる内容のものとし、以下の内容に留意して作成すること。

(1) PR動画の放映

- ア 水難事故防止の広報手段として効果的な企画内容を提案すること。
- イ 放映見込み回数及び放映時間帯毎の内訳、放映日時確定の時期を示すこと。

(2) 広報啓発用ノベルティグッズの制作

- ア ノベルティグッズの企画理由、広報効果、納品予定数を示すこと。
- イ 納品までのスケジュールを示すこと。（できるだけ早いほうが望ましい。）

(3) 水難事故防止啓発イベントの企画・運営

- ア イベント内容、対象者、イベント開催の効果等について提案すること。

イ イベント開催までのスケジュール案・実施体制について提案すること。

(4) 独自提案事項

ア 水難事故防止の広報啓発に関し、効果が期待できる企画について提案すること。

イ PR動画を活用した企画についても可能な限り提案すること。

(5) その他

ア 見積書においては、上記6の(1)～(4)までの項目毎の金額及びその内訳を示すこと。

イ 企画提案書はA4版（色刷り可）を基本とし、必要に応じて縦置き及び横置きを可とする。

ウ 過去5年間に同種もしくは類似の事業の実績がある場合は、企画提案書に記載すること。（発注者、受注年度、業務の概要を記載すること。）

8 再委託の制限

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ沖縄県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

〈契約の主たる部分〉

- 契約金額の50%を超える業務
- 企画、管理、指導監督などの統括的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案に応募した者、指名停止措置を受けている者、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることができない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りではない。

〈その他、簡易な業務〉

- 原稿・データの入力及び集計
- 資料の収集、整理
- その他上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、沖縄県と別途協議を行った業務

9 その他

(1) 本仕様書の記載内容は企画提案のために作成したものであり、実際の委託業務の実施にあたっては、協議の上、内容を変更することもある。

(2) 業務の進捗について、定期的に報告を行い、協議の必要がある場合はその都度連絡をし、協議すること。

(3) 第三者に対して、企画内容等を事前に公表しないこと。

(4) その他業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、沖縄県と受託者が協議し定めるものとする。